

《報告事項》

- (1) 報告第1号 農地法第5条第1項の規定による許可処分取消の専決処理について
- (2) 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- (3) 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

9. その他

(開会 午前10時00分)

事務局	初めに河野会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。
会長	会長挨拶。 廿日市市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長を務めさせていただきます。着席させていただきます。 ただいまから令和2年第9回廿日市農業委員会総会を開催いたします。
議長	本日の総会は、農業委員、農地利用最適化推進委員の改選後の最初の農業委員会総会ですので、改めて委員の自己紹介をしてから、議事に入りたいと思います。よろしくお願いします。 (各委員自己紹介) ありがとうございました。以上で自己紹介を終わります。それでは、議事進行をさせていただきます。 まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数14名中1名欠席でございますが、在任委員の過半数の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は成立をしております。 続いて、議事録署名委員を指名致します。 廿日市市農業委員会会議規則第20条第2項の規定に基づき、1番の中田委員、2番の木浦委員のご両名にお願い致します。 それでは、ただいまから議事に入ります。まず、初めに審議事項に入ります。議案第38号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議案とします。それでは、事務局からお願いします。
事務局	議案第38号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権賃借について、番号66番の説明をさせていただきます。議案は2ページに総括表、3ページに内訳、位置図は1ページになります。 番号66番、農地の所在地は、吉和字潮谷、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は4筆の3, 344平方

	<p>メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和4年12月31日までの使用貸借の新規設定を行うものです。</p> <p>地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p> <p>以上で、議案第38号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、番号66番について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。中田委員。</p>
1番委員	<p>1番、中田です。番号66番について説明いたします。7月17日に現地確認のため、岡委員と事務局で行きました。この土地については、既に借受者が耕作しており、更新をしていなかったために、新規に改めて申請するという事です。周囲も全て借受者が耕作しており、特に問題はございません。よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの地元担当委員の説明について、皆様のご意見等をお伺いいたします。ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より意見等なし》</p>
議長	<p>意見がないようですので、お諮りをいたします。</p> <p>議案第38号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、承認することに異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第38号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、承認することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。議案書は4ページに総括表、5ページに内訳、位置図は2ページになります。</p> <p>番号172番、農地の所在地は、河津原字上中組で、登記地目は田、面積は2筆の1、172平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は遠方のため耕作が困難なため、譲受人は農業経営を引き継ぐため、有償の所有権移転となっております。</p>

	<p>譲受人は、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、下限面積10アールを超えており、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で、議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明を終わります。ご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。木浦委員。</p>
2番委員	<p>2番、木浦です。7月15日、旧推進委員の土谷委員と事務局2名で現場を確認しました。譲渡人と譲受人は親が兄弟で、親戚同士ということです。それで、現場ですが、これは地図の下側が廿日市佐伯線の県道になります。それでお寺のすぐ近くということで、赤い網掛けのL字型のつい右上の宅地建物と一緒にこの3条申請が出ております。恐らく、譲受人の同居の母が、この近辺で2,000㎡以上の農地を相続ということで取得されているのではないかと思います。農地を所有されていて、基本的には農家としては問題ないと思います。それとすぐ隣の宅地建物も一緒に取得されるということで、耕作にも、機械等も置けるということになるもので、問題はないと思います。審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、皆さんからのご意見、ご質問等があればお伺いいたします。ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より意見等なし》</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。意見がないようですので、お諮りをします。議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに決定をします。</p> <p>続きまして、議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案とします。それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、番号160番、161番、163番、164番、167番、170番、171番、176番について、説明させていただきます。議案書は4ページに総括表、6ページから8ページに内訳</p>

、位置図は3ページから9ページになります。

初めに番号160番、農地の所在地は、峠字芝居田の第2種農地で、登記地目は田、面積は1筆の239.1㎡の申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、変電所用地として利用するための申請です。既に農地転用の手続を行わず、農地以外の用途、変電所用地として使用しているため、始末書が提出されております。

次に番号161番、農地の所在地は、飯山字中間の第2種農地で、登記地目は田で、面積は2筆の1,510㎡の申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、太陽光発電事業として利用するための申請でございます。

次に番号163番、農地の所在地は、津田字下市の第2種農地で、登記地目は田、面積は1筆の890㎡の申請です。関係者は議案記載のとおりでございます。転用理由は、住宅用地として利用するための申請です。

次に番号164番、農地の所在地は、吉和字上ヶ原の第2種農地で、登記地目は畑、面積は1筆の50㎡の申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、庭敷地として利用するための申請でございます。

続いて番号167番、農地の所在地は、津田字迫口の第2種農地で、登記地目は田。面積は1筆の1,157㎡の申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、太陽光発電事業として利用するための申請です。

次に番号170番、農地の所在地は、飯山字神田の第2種農地で、登記地目は田で、面積は3筆の982㎡の申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、太陽光発電事業として利用するための申請でございます。

続いて番号171番、農地の所在地は、峠字土居の第2種農地で、登記地目は田、面積は1筆の501㎡申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、駐車場及び資材置場として利用するための申請です。

続いて番号176番につきましては、議案書の10ページ、報告第1号と関連がありますので、併せて説明させていただきます。初めに、議案書の10ページをご覧ください。10ページの報告第1号 農地法第5条第1項の規定による許可処分取消の専決処理について、先に報告させていただきます。

番号162番、議案書10ページ、位置図は9ページになります。令和元年5月13日に許可処分を行ったものについて、令和2年7月2日に処分取消の通知をした1件でございます。これにつきましては、当初、太陽光発電設備として転用する予定でありましたが、売電価格の低下や経済の低迷などの理由により、許可処分取消願が出され、許可処分取消を行っております。

先ほどの8ページに戻っていただいて、同じ土地の番号176番、次に転用の申請が出ております。

番号176番、農地の所在地は、玖島字正ノ原の第2種農地で

	<p>、登記地目は田、面積は1筆の1, 274平方メートルの申請でございます。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、資材置場として利用するための申請です。</p> <p>いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により、周辺農地への被害や悪影響はないものと認められます。以上で、議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見を伺います。三田委員、神鳥委員、木浦委員、中田委員、木浦委員、堀田委員、説明をしてください。お願いします。</p>
三田推進委員	<p>推進委員の三田です。説明をいたします。160番、位置図は3ページのところであります。峠最禅寺と玖島川の間にある変電所のそばであります。7月15日に河井委員と事務局と4名で現地確認を行っております。本件は、中国電力の関連会社から変電所に隣接しております休耕地ですが、250㎡を変電所に必要な機材搬入や仮置場として借用の申し出が貸付人にあったものであります。ただ、許可なく先に物資等の仮置きを許可したために、始末書が出されております。場所ですが、貸付人宅の真正面に位置しております。最近までは畑としてとして利用されておられたようですが、変電所の周辺は非常に狭い道路と河川に囲まれておりました。車両の離合も非常に厳しいというような場所です。資材の仮置き場所としては最適な場所と考えられますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>続いて、171番について説明をいたします。8ページ、それと位置図は8ページの部分であります。友和小学校の南側で休耕田と空き家に挟まれた環境のよい場所であります。7月15日に河井委員と事務局と現地確認を行っております。譲渡人は、宮内に移住されておりました。相続した農地、休耕田であります。管理することが非常に難しいということから、譲受人に譲り渡すものであります。用途は、主に資材置場として利用されますが、一部駐車場、あるいは休憩兼作業小屋を設けるというようなことでありまして、特に周辺に問題が生じることもないと思われまので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>神鳥委員。</p>
3番委員	<p>3番の神鳥です。161番について説明をいたします。地図は4ページです。186号線、右上がゴルフ場の手前になります。161番、飯山というところですが、大変、廿日市市の中で一番雪の多いところかと思えます。豪雪地帯であります。それでは、説明いたします。7月16日、黒田委員、事務局2名、私と4名</p>

で現地調査を行いました。譲渡人は、遠方に住んでおられ、飯山の田は全て休耕されています。今回、太陽光設置を目的とする農地転用申請がありますが、定期的に草刈りを実施するという点について、現地調査時に施工業者の担当の方から説明を受けました。周辺農地への影響も考えられず、農地転用については問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、170番について説明申し上げます。地図は同じ4ページでございます。7月16日、黒田推進委員、事務局2名、私、4名で調査を行いました。譲渡人は、高齢で農作業が十分にできないことから、野菜は少し作っておられますが、田は全て休耕されています。今回、太陽光発電設備設置を目的とする農地転用申請であります。防草シートや周辺へのフェンス設置については、現地調査時に施工業者の担当の方から説明を受けました。周辺農地の影響も考えられず、農地転用については問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

2番委員

2番、木浦です。163番について説明します。7月15日、河野会長、黒田委員と事務局2名で現場を確認しました。地図は5ページになります。これは、赤い網掛けのところのすぐ上が県道ということになります。それで、その上方が佐伯支所、それから病院、佐伯文化センター、津田保育園の近くになります。それとこの申請人の当事者は親子ということで、使用貸借、貸付人が母親ということになります。高齢の両親の面倒を見るということで、両親の家がこの現地の右上の県道のすぐ近くに両親の家もあり、両親の面倒も見るということで、こちらに帰ってくるということですが、面積が890㎡ということ、実質的に宅地転用されるのは恐らくこの面積の3分の1程度になるのではないかと思います。本当は分筆登記をされるのがいいのではないかと思います。親からの使用貸借ということで、890㎡というそのままの面積で出されております。将来的には、津田地域の住宅用地とすれば、この近辺が一番評価が高い地域になるため、890㎡の固定資産税ということを見ると、将来的には恐らく分筆はされるのではないかと思います。別段、隣接の農地も譲渡人が所有されておられるので、被害が及ぶということもありません。審議のほどよろしく申し上げます。

引き続き、167番に行きます。現地確認を同日、同じ人員で行きました。それで、地図は、7ページということ、網掛けの少し下が佐伯の県道で左方向が吉和方面に行くということになります。それで、現地の網掛けのその左側に少し太い枠がしてあるところも、もう既に太陽光のパネルが置いてある土地になります。譲渡人は、職業柄、もう長いこと休耕されていたのではないかと思います。その土地を太陽光のパネルということで、現場には、工事会社の関係者が立会しました。一応、防草シートとフェンスはしますということで、場所的にも、谷あいには現況があり、それほど隣地に影響を及ぼすという被害はないと思います。審議

	<p>のほどよろしくお願いいたします。</p>
1 番委員	<p>1 番、中田です。番号 1 6 4 番についてご説明いたします。</p> <p>7 月 1 7 日に岡委員と事務局とで現地に行きました。地図の 6 ページをご覧ください。譲受人は、申請地の下に住宅がありますが、そこにもう既に住んでおられます。今回、この住宅と今の申請地を合わせて購入されるということで、特に問題はないと思います。周囲の農地にも影響はないと思われまますので、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
堀田推進委員	<p>推進委員の堀田です。1 7 6 番の 5 条申請について説明します。7 月 1 5 日、岩木委員と事務局 2 名とで現地へ確認に行っております。内容については、事務局の説明のとおりでありまして、現況として赤で囲われた場所の下側、少し黒線の太いので囲われているところには、既に太陽光のパネルが設置されております。残りの範囲に資材置場として利用するというので、確認時には、草等もきれいに刈られており、周囲の影響もないと考えられます。審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>8 件ばかりあるようですが、この地区担当委員の説明につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いします。多数ありましたが、それぞれよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より意見等なし》</p>
議長	<p>ありませんか。ご意見がないようですので、お諮りをします。</p> <p>議案第 4 0 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より意見異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第 4 0 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、許可することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、議案第 4 1 号 廿日市市の農業・農村に対する提案書について、議案とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 4 1 号 廿日市市の農業・農村施策に対する提案書について、説明させていただきます。</p> <p>議案書は 9 ページですけれど、本日お配りした議案第 4 1 号の資料①、A 4 横の 2 枚の資料と資料②、ホッチキス留めした農業・農村施策に対する提案書をお配りしております。ご覧ください。資料①につきましては、委員の皆さんから提出いただいた意見でございます。資料②が、事務局で作成した提案書の案でございます。これまで皆さんから提出いただいた意見に基づきまして、</p>

作成させていただきました。

本来なら議案書と一緒にこちらの提案書も送らせてもらう予定でしたが、本日の配付となり、申し訳ございません。

提案書のほうをお開きください。1、2、3ページですが太字で、黒が太い字で書いてあるところですが、4つほどポイントを挙げております。

1番に「担い手への農地利用の集積・集約化」、2に「担い手の育成及び新規参入者の支援活動」、3に「耕作放棄地・遊休農地の発生防止・解消」、4に「有害鳥獣対策について」という項目で作成しております。

この提案の中で今回と次回で審議をしていただき、項目を絞った上で、10月に市長並びに議長へ提案書を提出したいと思っております。内容につきましても、もう少し濃いものにしたいと考えております。本日お配りした中で、初めて見ていただいて、ここがどうというのは難しいとは思いますが、何か気づきがありましたら、また事務局まで言っていただけたらと思っております。

以上で、議案第41号 廿日市市の農業・農村施策に対する提案書についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

すみません。廿日市市の農業・農村施策に対する提案についてなのですけれども、現在、委員の皆様から出ました意見をこちら箇条書きに書いております。このたび、この中から幾つかを8月21日の市長との意見交換会で、農業委員会としての意見を集約し市長に伝えると共に、意見交換会の内容と今回の農業委員さんから出ました施策に対する意見をまとめまして、10月6日にこちら提言書を提出させていただければと思っております。

その際、たくさんの項目がありますけれども、幾つかの項目に集約、絞った上で内容を詳細に記載した上で、市長または議長に提案したいと考えております。

こちらにつきましては、本日お渡ししたということでもなかなかご意見等も難しいかとは思いますが、一旦、お持ち帰りをしていただいて、ここをこうしたほうがいい、ああしたほうがいいということをもた事務局にお伝え願えればと思っております。よろしくお願いをいたします。

議長

ただいま、事務局から説明がございましたが、皆さんからのご意見等をまとめながら、こういうような資料を作成しているところなのですけれども、今回はその議案と一緒に送付していないので分かりません。今日見ていただいて、再度皆さんで確認しながら、また、これを私は提案したかった等々、時間がなかった、まとめられなかったというようなことがあれば、追加でもよろしいので、市長との懇談が今年度はあるようですから、いろいろ協議しながら、市長、議長のほうへ提案をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

この場で皆さんのほうで、ご意見等があればお聞きをしておき

事務局

たいと思います。

この市長への提言なのですけれども、今回、委員さんの皆様から多大なご意見をたくさんいただいたのですが、その中でほとんどを占めているのが、有害鳥獣対策でした。この有害鳥獣対策を何とかならないかということの意見が大多数を占めておりました。市長に提言する際には、たくさんではなく、3点以内ぐらいで、要求をしていきたいと思うのですけれども、その3つのうちの1つに有害鳥獣対策ということの項目を入れさせていただければと、こちらサイドでは考えております。

いずれのことも含めて、皆様からのまたご意見等々をお伺いできたと思います。あともう一つ、先ほど会長からも言われましたように、耕作放棄地の対策につきましても何らかのいい考え、いいアイデアがあればと思って、ネットなどで調べているのですけれども、なかなかいいアイデアが出てこないのです。そういったところも委員の皆様からもご意見をお伺いできたら大変助かります。その2点について、またご意見をお伺いできたと思いますので、本日はなく、またいつでもいいので、また事務局にご連絡をいただければと思います。よろしく願いいたします。

議長

この場で皆さんのほうから、「この様な事も考えているが、今まで提案していなかった。」というのがあれば、出しておいください。ありませんか。

それでは、ご意見も今あまりないようでございますので、この案件については、次回へ継続審議としますが、次回でまとめさせていただくことにします。9月は先ほどもご挨拶にあったように、吉和での総会ということでやりますが、そこでも十分練っていただいて、現地視察もできると思います。時間もありますので、そういうことも考えたいと思います。それでは、次へ行きます。

続きまして、報告第1号に入りたいと思います。

事務局

こちら、報告第1号になりますけれども、報告第1号、10ページの報告になります。先ほど議案の中の第40号の8ページです。議案第40号、8ページの176番と関連する議案ということで、一緒にご説明をさせていただいております。

今回、この報告第1号につきましては、このまま説明等は省略させていただき、報告第2号に進めさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

議長

そういうことで、よろしく願いをいたします。

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告をします。事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出につ

	<p>いて、説明させていただきます。議案書は11ページ、位置図は10ページ・11ページになります。</p> <p>今月の報告は、令和2年6月11日から令和2年7月10日までの間に受理した2件でございます。議案の朗読は、省略させていただきます。</p> <p>番号138番は、報告第3号、番号137番と関連議案でございます。</p> <p>番号159番、一般個人住宅への転用の届出ですが、既に住宅用地として使用しているため、始末書が提出されております。</p> <p>いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところでございます。</p> <p>以上で、報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、説明を終わります。</p>
議長	<p>この報告2号について、皆さんからの質疑がございますか。</p> <p>質疑がないようですので、報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告を終わります。</p> <p>続いて、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告をします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、説明させていただきます。</p> <p>議案書は12ページから14ページ、位置図は10ページと12ページから16ページになります。</p> <p>今月の報告は、令和2年6月11日から令和2年7月10日までの間に受理した6件でございます。</p> <p>議案の朗読は、省略させていただきます。</p> <p>番号137番については、報告第2号、番号138番と関連であり、過去に転用届が出ております。</p> <p>番号151番につきましては、一般個人住宅への転用の届出ですが、既に住宅用地として使用されているため、始末書が提出されております。</p> <p>なお、番号155番、156番、158番につきましては、過去に転用届が出ております。</p> <p>いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところでございます。</p> <p>以上で、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。これについて、質疑等がございますか。報告第3号です。質疑がないようですので、報告第3</p>

号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告を終わります

委員の皆様には、慎重にご審議頂きありがとうございました。次回の第10回農業委員会総会は9月8日（火）午前10時から吉和福祉センター すこやかホールです。

（閉会午前11時00分）

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年9月8日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長）

廿日市市農業委員会委員（1番委員）

廿日市市農業委員会委員（2番委員）
